

ばなるまい。具體的には農作物のどれくらいが商品化され、貨幣經濟が農村に實際どの程度浸透していたか、そしてまた商品化された農作物の市場の綿密な分析などが要求されよう。商業資本の質の規定がない限り、單に著しい發達という言葉だけでは意味をなさない。中國ではそれは戰國から清朝まで適用できるからである。また特に宋の商業を論じる場合、國家權力との關係を抜いて考へては本筋から離れよう。河原氏が商品として列擧される、鹽・茶はいずれも國家財政と密接に結びついた專賣品であり、江南から國都開封へ運ばれた年間六百萬石の米穀も官僚・軍人の俸米が大半なのであった。一方發達した商業資本の前貸付による直接生産者支配という問題についても、本質的にそういう屬性を持つ商業資本が、具體的に中國の農村の場でのように働いたかという困難な視角が必要と思ふ。大土地所有にしても、單に時代が下るにつれて益々發展しただけではこれまた意味をなすまい。現實の宋代土地問題の中では、間斷なくくり返される土地賣買、兄弟による均等分割などによつて、今日の大土地所有者は明日には没落することも稀ではなかった。そうした一つ一つの實證をも現在の研究段階では要求されていると言つてよからう。とまれ、未熟な筆者にいろいろと宋代の土地問題について考へる機會を與えて下さった著者に感謝するとともに、豊富な史料と多くの問題を含む發言を提示された本書が、將來の研究の一つの出發點となることを附記して、拙い紹介の筆を擱く。

(梅原 郁)

## 宋史職官志索引

佐伯 富編

昭和三十八年十一月 京都 東洋史  
研究会 A5判 四九七頁

官制の知識は歴史研究上缺くことのできないものである。中國のよるな官僚制國家においてことにその感を深くする。宋代の官制に關する專書には「職源撮要」や「職官分紀」があるが、前者は簡單に過ぎ、後者は全宋にわたらない。「宋會要輯稿」や「文獻通考」の職官の部門はいずれも貴重な文獻で、會要はその詳細さ、その史料の根源の古さにおいて第一とすべきだが、何分組織が一貫せず、記述にまとまりがなく、博大な資料の集積に止まる憾みがある。しかるに「宋史」職官志は、ともかくも組織とまとまりをもつて記述されておつて、宋代官制の全貌・概略を知るためにはまず見るべきものであり、第一史料を博く取り入れて編纂され、今日他に見られない獨自貴重な史料を含んでいる點から、史料的にも貴重な文獻である。この便利と貴重さにおいては、「文獻通考」以上のものがある。ところで宋史職官志の記述にまとまりがあるというのは比較の問題で、實は歷代正史職官志のうち、もっともまとまりがわるく、難解なものに數えられるのである。全體としてのまとまりが悪く、重複・脱漏が多くて不完全なのは二つの原因がある。一つは編纂の用意であり、しかたである。宋代官撰の根本史料は、實錄・國史・會要をその主なるものとし、宋史はこれらを主要材料として急いで編纂された。その職官志についていえば、國史職官志と會要職官を

主とし、とくに直接には國史によつたものと思われる。國史と會要の記事を抜き出してつなぎ合わせたと酷評さるべき部分も少なくない。また、職官志全十二卷の編者は一人ではなく、卷によつて人を異にして分擔したと思われるふしがあり、無用の重複や、同一題目に對する取扱いのくいちがいが見られる。すなわち別人が執筆し、しかもその後の十分な統一とまとめの作業が缺けていたのである。

これは編纂の疎漏というべきで、宋史編者の不名譽となることであるが、原因のさらに根本的なものとして元豐の官制改革を境として宋代の官制には全體系的に大變化があつて、前と後とでは非常な相違を來たしたことが擧げられる。もともとまとまつた統一の記述のむつかしかった問題を、不用意草率なやり方で處理して宋史職官志が編まれたと言ふことになる。職官志は元豐の新官制體系に従つて記述し、個々の官職について、それが元豐以前に如何であつたかを説明する方法を採つたから、宋初から元豐改制までの期間の官制が如何なる組織をもつていたかについて總括的な説明は、全く行つていないのである。これが宋史職官志を讀みにくくし、宋代職官の體系的把握を困難ならしめている所以である。體系的把握を容易にするためには、構成と記述に一段の工夫がなくてはならなかつたのに、それが缺如しているのである。宋代官制を把握理解するためにはまず宋史職官志を讀まねばならない。難解な、宋史職官志を如何に讀むべきか。を副題とし、宋代官制序説<sup>1</sup>を五十七頁にわたり、宮崎市定博士が執筆され、本書の冒頭に掲げたのは、この意味において必讀の文字を提供するものである。宋史職官志讀解のためには、もちろんのこと、宋代官制研究の途徑に入らんとする者の指導書であ

る。

序説は次の十一節にわかつて記述されている。

- 1 緒言
  - 2 三省六部の解體と新機構
  - 3 官と差遣と職
  - 4 元豐の新政及び其の以後
  - 5 宋史職官志省部寺監記載の分析(志1~5)
  - 6 武官・内侍・京府・藩鎮(志6)
  - 7 地方官の記載(志7)
  - 8 合班・雜壓と官品(志8)
  - 9 敘遷の制(志9)
  - 10 雜制と奉祿制(志10~12)
  - 11 結論
- 宋史職官志を理解するためには、宋初官制の大要と元豐官制改革の意味とを知つておく必要があるとし、その説明が第1節から第4節にわたつてなされている。宋初(元豐改制まで)の官制は唐制を繼承しているが、それは表面上のことで、三省六部の唐制は有名無實の形骸化し、事實上は全然別個の新組織によつて政治が運用されていた。それは唐の貴族政治から宋の天子獨裁政治への移行に伴う形態の變化で、中央政府と軍隊とが天子に直接支配されるようになったのである。中央機關についてみれば、中書(中書門下)・樞密院・三司・翰林學士院などの唐六典の規定以後に出來、いわば令外の官であるが、成立は比較的早く、少くも宋初には歴とした正式機關になつてゐるものと、審官院・流内銓・三班院の一群の人事運用

機構、禮儀院・審刑院など、主として宋初に新設され天子に直結した機關とが宋初の政治に當っていた。實質的職掌をこれら新機關に吸収された三省六部は形骸を止めるのみ、空屋同然で、その留守番として事務取扱が任命され、多くは「判事」と稱していた。唐令・六典に規定された三省六部九寺などの官名は、依然存続し授與されるが、實職を伴わず、「階」と「祿」の等級を示すものとしての意義を有するに過ぎなかった。だから宋初の官吏は少なくとも二種類の肩書——は有名無實、唐令のままの官名、一は實際に行なう事務取扱い名の兩者を併有した。前者が「官」(本官)で後者が「差遣」である。官は年功によって定められた順序に従って昇遷し、破格のとび越えはむづかしい。差遣の方は比較的自由的な抜擢が可能で、天子が自由裁量により人事を行なうことができる。差遣制度は君主獨裁権強化に伴って發達したものである。差遣の外に「職」なるものがあるが、いづれも優秀な侍従に屬するものと、それ以下の館職とがあるが、いづれも優秀な進士出身者に對し將來の昇進を有利にし大用を約束するものであった。元豐三年から五年にかけて官制の大改革が行われ、樞密院の存続を例外として、唐代の三省六部の組織がほぼそのまま復原された。しかし復原は形の上のことで、内容に立入って検討すると、大きな差異が唐制との間に存するとし、三省の長官と兼攝の關係、高級文武官の人事が特に中書に集中された點、中級武官のそれが吏部の管轄に歸している事實などがあげられている。

第5節は職官志の省部寺監の記事を分析し、記載の分りにくいのは、元豐新制の體系を基礎として構成され、次にその以前に遡り、

次にその後の沿革を記すという體裁に基づくものであり、このような結果になったのは、根本史料を編著者が十分に咀嚼することなく、つぎはぎして記述したために外ならないと述べている。記載を分析して、國初以來沿革を述べる部分と、元豐及び以後の沿革を記す部分との冒頭におかれる語句をそれぞれ蒐集し、これら常套句に注目して讀めば、言わんとする所は理解され易いとし、職官毎にこれを分析整理して五ページを越える表として示している。これは博士數十年の苦心練磨の結果で、無秩序錯雜の職官志の記事に對する後學の勞を省かんとされたものであって、研究者必備の指針たるべきものである。同様のことは第7節地方官の記載や第9節敍遷の制、第10節雜制と奉祿制についても言い得る。ここでは諸官職や諸制度の記述につき、順序を正し修理を通じ、整理し直して理解に便すべく努められている。

一覽表が八つ收められ、理解を助けて有用である。上記第5節の中央官職記事分析の表の外に、三省六部の唐・宋初比較の表(第2節)、元豐前後官制比較の表(第4節)、郎中敍遷表、文官一覽表・選人一覽表・武官一覽表・未入流武官一覽表がある。篇末に附けられた六ページにわたる「宋史職官志目次訂補」は、宋史職官志所載の目次がすこぶる簡略で、しかも順序顛倒・文字誤謬が多いので、これを増補修正して作製されたものである。職官志を用いる場合、索引以前に完正の目次を必要とする。この要求は本訂補目次によって満たされた。

本篇は官制序説と題されるが、單なる序文ではない。博士多年の官制研究成果の集約凝集したものである。それだけに例證を盡くし

て論定する筆法ではなく、簡潔に論旨を明示している。宋代研究の學徒は味讀して研究の方途を求め、問題の設定解決に向かわねばならぬ。職官志本文に頻見する文字の誤謬修正は、すでに鄧廣銘氏「宋代職官志考正」（國立中央研究院歷史語言研究所集刊第十本）によつて試みられているが、十分とは言えない。この基礎的作業の完成が必須なこと言うまでもない。宋代官制と君主獨裁制との關係、元豐改制の眞義の追求など、研究を須つ問題は多い。今後の研究者は、博士のこの序説をまず出發點とすべきである。

本書の主體を成す索引は四〇九ページに及ぶが、冠するに年代表二五ページをもつてする。職官志中にみえる年代・年號を兩宋十五代にわたり巨細網羅して年代順に配列し、所在を示したものである。索引は宋史職官志十二卷（宋史卷一六一—一七二）中に含まれる官職名・人名・地名・制度・經濟語彙、その他必要なあらゆる名辭を發音式五十音順に排列したものである。各掲出項目ごとに職官志目次の項目を記して見出しとし、掲出項目の檢索に便ならしめるとともに、掲出項目の内容を限定する役割をなしている。

歴史の研究のために、索引が究竟の工具であり、研究の能率的促進のために有効であることは改めてここに説くまでもないことである。もっとも一面研究を安易に墮せしめ、困學の精神を鈍麻させる弊害必ずなしとは言えないが、それは研究態度の持ち方の問題であつて、索引の效用性を害するものではない。

索引は本來研究のために有用なものであり、研究の途上、簡単なものにして、索引を作製して自分の用に立てることは少なくない。これは自己使用のために本人が作製するのだから、研究上有効不可

缺のものであること言うまでもない。しかしこれを自分以外の他人が有効に使用し得るものにするのには、深い考案と工夫の要ることである。本索引の著者佐伯富教授は多年史料索引の業に力を用ひられ、發表刊行されたものを數えても、管見の及ぶところをもつてして、たちまち十指に餘るものがあり、數々の宋人文集や續資治通鑑長編の如き巨篇の索引作製の業をも着々進めておられることも承知している。このように永い經歷體驗にもつき、教授の緻密周到な處理によつて仕上げられた本索引は、多くの研究者にとつて有効に利用されるものであることは論を待たない。本書凡例にも言う通り、採録範圍はあらゆる名辭を網羅しており、詳細丁寧なること驚くばかりで、正に嚴正勤直な教授の面目を偲ばせるものがある。それだけにこの詳密な名辭を擁する本索引を、作製者たる教授と同じ有効さをもつて使いこなすには、相當の練磨と用意を必要とすると思われる。必要とされる練磨と用意は、宋代官制研究途上克服せねばならぬ一過程であらう。

本索引は底本として圖書集成局本を採つた。索引の底本にはどの板本を用うべきかは索引作製上の基本事項である。その決定にあつては、テキストが正確であること、板本がもっとも流布していることの二要素が考えられる。ところで圖書集成局本は、テキストの正確さについては全般的にはむしろ劣る。流布度についてはもっとも高いものの一つであつたとは言えよう。流布度の觀點から圖書集成局本が採用されたものと思われるが、兩要素を兼ねて考えれば、現在としては、別個の板本選擇が考えられるのではないかと思われ。もっとも本索引作製に當つては、圖書集成局本を百納本と照

合校訂した上で語句名辭を採録しているから、底本選擇によつて本索引の正確度が減殺されるおそれはない。

周到な用意と多年の勞苦とによつて編成刊行された本索引は、宮崎博士の官制序説とともに、宋代官制研究のための貴重な礎石を提供するものであり、ひいてはひろく宋代史研究に貢獻すること至大なるものがあることと信ずる。本書は、パリのバラジ教授主宰の宋史提要編纂事業 (Sung Project) に寄せられていたが、今は亡き同教授とその事業に對するまことに恰好な寄與であつた。

(中嶋 敏)

中國地方行政制度史(全四冊)

嚴 耕 望 著

一九六一年十二月 一九六三年七月  
中央研究院歷史語言研究所專刊之四  
十五 A5判 總一四一九頁

著者嚴耕望氏は現在臺灣にあつて、中國制度史研究及び歴史地理研究の第一線に立つて活躍しておられる。本書は氏の多方面の活躍の中で、地方行政制度史に關する部分をまとめられたものである。

一體地方行政とは、爲政者と民衆との直接に觸れ合う場として、歴史の實態を探る上に、大きな意味を持つものである。而してそれがどのような制度・組織を持っているかということが、先ず解明されていなければならない。しかし問題の重要性が認識されているのに比べて、實際にこれと取組み、體系化を行なおうとした人は中國

或は我が國の研究者を通じて、決して多いとはいえない。或は人は云うかも知れない。二十五史補編を開けてみると。確に二十五史補編中には漢く唐間の地方制度について觸れたものをかなり見ることが出来る。しかし正史が漢書以來斷代史であつたために、補編また斷代の體裁であつて、體系的把握などは望むべくもない。本書は漢く唐間の地方行政制度を、一つのまとまつた形で論ぜられた著作として、注目せねばならない。

本書の序文によれば、氏は民國二十九年、卒業論文に「秦漢地方行政制度」の題目を選ばれて以來、この問題に取組んでこられたとのことである。

本書は「中國地方行政制度史」の名がつけられているが、その扱われる範圍は漢より唐までであり、現在出版されているものは漢より南北朝までに過ぎないが、それでも四分冊一四〇〇頁に及ぶ大作である。これを限られた枚數に要約紹介することは、非才の筆者のよくする所でない。先ず目次を掲げて、その輪郭を彷彿させたい。

序言。

卷上 秦漢地方行政制度(前論 郡縣制度淵源論略。第一章 統治政策與行政區劃。第二章 郡府組織。第三章 郡尉。第四章 郡國特種官署。第五章 縣廷組織。第六章 鄉官。(以上第一分冊)第七章 郡縣學官。第八章 上計。第九章 監察。第十章 任遷途徑。第十一章 籍貫限制。第十二章 任用雜錄。第十三章 秩授表。約論。漢代地方行政組織系統圖。(以上第二分冊)

卷中之上 魏晉南朝地方行政制度(第一章 行政區劃。第二章